



農家と農業委員会をつなぐ

# めがねば誌

～農業委員会だより～ **第34号**

発行  
諫早市農業委員会

編集  
諫早市農業委員会事務局  
諫早市東小路町7番1号  
電話 0957-22-1500 (代表)



迎春

諫早市多良見町 (伊木力みかん)

～ お知らせ ～

**農業委員会総会の開催は毎月末です。**  
(総会は傍聴することが出来ます)

- ◎農地の売買・貸借・転用申請の受付締切りは、**毎月14日**です。(14日が土・日・祝日のときは、その直前の休日でない日となります)
- ◎農地に関することは地元農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へお尋ねください。

**農地の貸借契約は  
農業委員会を通して行いましょう！**

法律に基づく手続きをしていない農地の貸借は、公に効力がなく、権利や義務を主張できないことがあります。

思わぬトラブルに巻き込まれることもありえます。トラブルを避けるためにも、農地の貸借は、必ず農業委員会または農地中間管理機構を通して行いましょう！

新年のご挨拶



諫早市農業委員会  
会長 山開 博俊

あけましておめでとうございます。  
皆様方には、日頃から農業

委員会の活動に対しまして、  
ご理解とご協力をいただき、  
心より感謝申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス  
感染症拡大による消費の低迷、  
長雨や台風による被害など、  
農業経営を行う上で大変厳しい  
年となりました。被害にあ  
われた方々には、心よりお見  
舞い申し上げます。

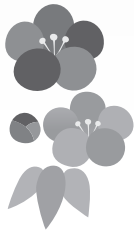
さて、本市農業委員会では、  
昨年7月に新制度に移行後、  
2回目の改選があり、農業委  
員と農地利用最適化推進委員  
の計58名が新たに任命され  
ました。今後3年間、新委員  
で法の適正な執行と更なる農  
地等利用の最適化の推進に努

めてまいります。

国においては、地域農業の  
未来設計図と言われる「人・  
農地プラン」の実質化を踏ま  
えた農地中間管理機構等によ  
る担い手への農地集積・集約  
の加速化を進めています。

本市農業委員会においても、  
関係機関と連携しながら、人・  
農地プランの実質化への取り  
組みを進めておりますので、  
地域農業の将来方針を決める  
話し合い等への積極的なご参  
加をお願い申し上げます。

最後になりますが、本年も  
皆様方のご健勝とご多幸を心  
からご祈念申し上げます。新年の  
ご挨拶いたします。



農地の貸し借りは、農地中間管理事業をご活用ください！

- 農地の借り手が見つからない。
- 面積を減らして経営農地の一部を貸したい。
- 離農したいので農地を誰かに預けたい。

農地貸付  
賃料等



地権者  
(貸し手)

農地中間管理機構  
(長崎県農業振興公社)

機構の業務の一部を市が受託  
しています。  
まずは市の窓口(農業振興課)  
へご相談下さい。

賃貸借の場合は  
金納を原則とします。

ただし、地権者・耕作者双方の合意  
があった場合は、物納(主食用玄米)  
による権利設定も可能です。

※物納による場合は、耕作者は市へ  
受領書・納入確認書の提出義務等  
が発生します。

- 経営農地を拡大したい。
- 分散した農地を集めたい。

農地転貸  
賃料等



耕作者  
(借り手)

農地の貸借期間は10年以上が基本ですが、  
10年未満にすることも可能です。

農地を借りたい方は、必ず公募に応募する  
必要があります。  
※認定農業者でなくても応募できます。

●●● 農地中間管理機構を活用した貸借のメリット ●●●

貸借後、借り手が病気や怪我などで耕作できなくなった場合、機構が次の耕作者を最長3年間探します。  
その間の農地の保全管理は、機構が行います。

※農業振興地域外の農地は対象となりません。

# 「農地転用」には農業委員会の許可が必要です！

農地に住宅や倉庫を建てたり、農地を駐車場や資材置場として利用するなど、農地を農地以外の目的で利用することを「農地転用」といい、農地法の規定に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

ただし、市街化区域内の農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって許可は不要となります。

また、2アール未満の農地を自らの耕作又は養畜のための農業用施設（堆肥舎、畜舎、農舎等）に転用する場合は許可不要となりますが、農業委員会への届出をお願いします。

## もしも…

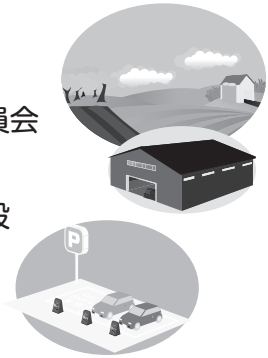
許可を受けずに農地転用した場合、許可を受けても事業計画どおりに転用していない場合、虚偽等の不正な手段により許可を受けた場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされることがあります。

また、次のとおり罰則の適用もあります。



### ◎罰則（農地法第 64 条、同第 67 条）

- ・個人は 3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金
- ・法人は 1 億円以下の罰金



## 令和元年度 諫早市農地賃借料情報

◎令和元年度（H31.4.1～R2.3.31）に締結された田畑の賃借料は下表のとおりです。

1. 田 【円/10a 当たり】

| 地域名   | 地区  | 件数     | 平均額    | 最高額    | 最低額    |
|-------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 諫 早   | 諫早  | 72     | 17,200 | 25,800 | 7,100  |
|       | 小栗  | 5      | 12,900 | 18,000 | 8,600  |
|       | 小野  | 58     | 18,000 | 25,800 | 10,100 |
|       | 有喜  | -      | -      | -      | -      |
|       | 真津山 | -      | -      | -      | -      |
|       | 本野  | -      | -      | -      | -      |
|       | 長田  | 3      | 9,500  | 11,000 | 7,100  |
|       | 多良見 | -      | -      | -      | -      |
| 森 山   | 29  | 14,500 | 23,900 | 5,100  |        |
| 飯 盛   | 6   | 13,700 | 16,600 | 9,600  |        |
| 高 来   | 19  | 15,000 | 57,900 | 7,700  |        |
| 小長井   | 5   | 17,300 | 30,200 | 5,900  |        |
| 諫早市全体 | 131 | 16,100 | 57,900 | 5,100  |        |

2. 畑 【円/10a 当たり】

| 地域名   | 地区  | 件数     | 平均額    | 最高額    | 最低額    |
|-------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 諫 早   | 諫早  | 33     | 15,500 | 69,400 | 2,300  |
|       | 小栗  | 1      | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
|       | 小野  | 1      | 9,400  | 9,400  | 9,400  |
|       | 小野  | -      | -      | -      | -      |
|       | 有喜  | 18     | 18,300 | 20,000 | 13,200 |
|       | 真津山 | -      | -      | -      | -      |
|       | 本野  | 2      | 8,800  | 9,200  | 8,400  |
|       | 長田  | 11     | 13,300 | 69,400 | 2,300  |
| 多良見   | 2   | 9,700  | 12,300 | 7,000  |        |
| 森 山   | -   | -      | -      | -      |        |
| 飯 盛   | 42  | 19,200 | 30,000 | 10,100 |        |
| 高 来   | 3   | 21,000 | 48,900 | 4,100  |        |
| 小長井   | 3   | 6,400  | 11,000 | 3,800  |        |
| 諫早市全体 | 83  | 17,100 | 69,400 | 2,300  |        |

※米による物納については、60kg 12,000円として算出。

※表中の-は事例なし。

※金額は100円未満を四捨五入。

※中央干拓・小江干拓の賃貸借は除く。

農家の思いを伝え、農業・農村の「未来」をともに考える。



全国農業新聞

月4回金曜日発行  
月700円【税込】

■購読の申込みは、農業委員会へお気軽にご連絡ください。

# 若い農業者のみなさん！ 自分の老後、自分で守れますか？

若い農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金  
「**農業者年金**」に加入して安心して豊かな老後を！



ポイント  
**1**

**国庫補助で手厚い支援！  
1万円の自己負担で2万円の積立が実現！**

まだ、経営が安定していない若いうちは、月々の負担が少ない国庫補助を活用して、豊かな老後生活に備えましょう。

| 区分 | 必要な要件   | 保険料（補助額）   |            |
|----|---|------------|------------|
|    |   | 35歳未満      | 35歳以上      |
| 1  | 認定農業者で青色申告者                                   | 1万円(1万円)   | 1万4千円(6千円) |
| 2  | 認定就農者で青色申告者                                   | 1万円(1万円)   | 1万4千円(6千円) |
| 3  | 区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は後継者          | 1万円(1万円)   | 1万4千円(6千円) |
| 4  | 認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者 | 1万4千円(6千円) | 1万6千円(4千円) |
| 5  | 35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者      | 1万4千円(6千円) | —          |

ポイント  
**2**

**早く加入すれば、長く国庫補助が受けられる！**（※最長20年）

国庫補助部分を受給するためには、加入期間として20年以上と、経営継承が必要です。

ポイント  
**3**

**自ら支払った保険料は全額社会保険料控除の対象！  
更に保険料は自由に選べる！**

（※月々2万円～6万7千円の間で千円単位で設定）

国庫補助を受けていても、自ら支払った保険料は家族の分も含めて全額社会保険料控除の対象です。また、増収したときは節税効果を期待して、いつでも通常加入に変更でき、保険料の見直しもできます。

## 新しい農地利用最適化推進委員（森山地区）の紹介

欠員となっていた森山地区の農地利用最適化推進委員1名の募集を行い、令和2年10月28日の総会において、団体から推薦のあった「溝越 純二（みぞこし じゅんじ）」さんを農業委員会が承認し、委嘱しました。委嘱する期間は、令和2年11月1日から令和5年7月19日までです。

